



広報 [PublicRelations]

ひだか

2016. 10月号

Vol.228

contents

- ◆まちのおだい 2
- ◆臨時給付金のお知らせ 8
- ◆住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度 10
- ◆10月1日、ウエ・ウエヲを開催します！ 16
- ◆日高町ふれあい祭・文化展参加者募集！ 17
- ◆ウエのこらソドカだよ 18
- ◆公民館図書だよ 19
- ◆保健だよ！「アソケルエツサを予防しよう」 20
- ◆はじめよう！+10(プラス・テン)の運動習慣 22
- ◆B型肝炎ワクチンの定期接種が始まります！ 23
- ◆魅在所だよ 24
- ◆町内、サークル・クラブ名鑑 28

「カヌーは難しいけど楽しいね!!」(内原小学校臨海学校)





プールでみんなとあそぼう！ -町民プールで三園交流会-

8月5日(金)、日高町町民プールで、志賀保育所(松原千代子園長)、比井保育所(西本康子園長)、内原保育所(田村真由美園長)の園児たちが交流しました。

当日は天気にも恵まれ、園児たちは普段会えない友達との交流に大はしゃぎ。プールで自由に泳いだ後は、おやつジュースで水分補給し、チームでボール遊びをしました。

ボール遊びは、帽子の色でチームに分かれ、プールに浮かんだボールを拾って、先生が背負ったカゴに入れた数を競う勝ち抜き戦。

見事優勝した紫チームのみんなは、お手製の優勝メダルを首にかけてもらい記念撮影をしました。

園児たちは「プールは広くて楽しい」、「みんなと遊べて嬉しい」と大喜びし、最後は元気にさよならの挨拶をして、また会える時を楽しみにしていました。

秋の実りを収穫 —比井小・稲刈り体験—

9月9日(金)、比井小学校(玉置雅巳校長)の児童が稲刈り体験を行いました。

当日は2年生8人、5年生10人に加えて1年生4人も見学で参加。皿山守まもさんから農家の方6名の協力のもと、5月に植えた稲を鎌を使って刈り入れました。

天気にも恵まれた中稲刈りをした児童たちは、「楽しかったけど、田んぼ全部を鎌で刈るのは大変そう。昔の人は凄いなと思った」と貴重な体験に感謝し、昔の人の苦労に思いをはせました。

刈り入れた稲はこの後精米され、11月にカレーライスを作る為に使用されます。



いっしょにあそぼう！ —堺日高交歓会—

8月18日(木)・19日(金)に、日高少年自然の家で、堺市と日高町の児童らが交流する交歓会が1泊2日の日程で開催されました。

この日は堺市から50人、日高町からは27人の児童が参加。

最初にオリエンテーションで部屋での決まり事など集団生活のルールを教えてもらおうと、海に出てカヌーやカヤック、海水浴で交流しました。

海に慣れていない子もあり、最初は船を漕ぐのも大変そうでしたが、初めて会う友達とすぐに打ち解けると、協力して海の散歩を楽しみました。



ぼくらの町を綺麗に —日高中・西山清掃—

8月26日(金)、日高中学校(釈野靖仁校長)の生徒63名が西山沿道の清掃活動を行いました。

この清掃活動は、夏のボランティア体験として行っており、他にも老人ホームの清掃やデイサービスの手伝いなども体験しています。

西山清掃は、ボランティア連絡協議会が年に何度か行っており、今回は頂上付近の清掃を協議会、沿道を生徒が清掃する形で協力をさせてもらいました。

ボランティアに志願した生徒たちは熱心に清掃を行い、「町をキレイに出来て気持ち良かったです」と実のある体験だったと話してくれました。



**目指せ優勝！
ソフトバレーボール大会**

1 荊木Aチーム



2 ビクトリアAチーム



9月4日(日)、日高町農業環境改善センターにて、第18回日高町男女混合ソフトバレーボール大会が開催されました。

当日は10チームの計94人が参加。2ブロックに分かれて試合を行い、決勝トーナメントに進んだ4チームで更に優勝を競いました。

熱戦の結果、優勝は荊木Aチーム、準優勝はビクトリアAチームに決定。大会会長の玉井教育長にトロフィーを手渡され、喜びの表情で記念撮影を行いました。

・西浦安則さん(荊木Aチーム)
「女性陣の活躍が大きかった。次回も優勝を目指します！」
・楠弘之さん(ビクトリアAチーム)
「チームワークが良かった。皆で楽しく頑張りました」

**津波から逃げ切れ！
—志賀保育所・避難訓練—**

9月9日(金)、志賀保育所(松原千代子園長)で地震・津波に対する避難訓練が行われました。

同保育所では毎月地震、火事に対する避難訓練を行っており、津波が起きた際の避難訓練も定期的に行っています。

当日は地震発生のアナウンスが流れると児童らは急いで机の下に隠れ、その後二人一組で手を繋ぎ、先生に連れられて近くの空き地まで避難しました。



**カヌー・カヤックに挑戦
—内原小・臨海学校—**



9月1日(木)、内原小学校(山口謙校長)の5年生児童47人が、堺市立日高少年自然の家(志賀小杭地内)において、1泊2日の臨海学校に臨みました。

救命胴衣を着て海に出た児童らは、同施設職員に説明を受けてカヌー・カヤックに挑戦。初めての体験に苦戦しながらも、「大変だったけど楽しかった」と友達と一緒に漕ぐ船を楽しんでいました。

そのほかにも2日間の間にカレー作り、キャンプファイヤーなどを体験。貴重な夏のひとときを過ごしました。

『必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も』

和歌山県最低賃金 時間額 **753円**
 効力発生日 平成28年10月1日

詳しいことは、和歌山労働局賃金室 (☎ 073・488・1152)
 または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

総務政策課 お知らせ



あなたの声を
お寄せください

お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。

10月17日～23日は

「行政相談週間」です



行政相談委員(総務大臣委嘱)
皿山 守さん

行政相談委員は、住民のみならず、さまにあって身近な相談相手として、国の行政機関などの業務に関する苦情やご意見・ご要望をお聞きして、公平・中立な立場からその解決や実現を促進する役目です。

ご相談は、口頭、電話、手紙の

社会生活基本調査の お知らせ

総務省統計局(和歌山県)では、社会生活基本調査を実施します。

この調査は、私たちが1日の内どのくらいの時間を仕事や家事、地域での活動などに費やしているか、また過去1年間の自由時間について調査するもので、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、子育て支援策、男女共同参画社会の形成のための基礎資料として活用されます。また、今回よりインターネット回答も可能となりました。

調査員が対象地区(萩原地区の抽出世帯)のお宅に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願い致します。

・お問い合わせ

和歌山県調査統計課

(☎073・441・2388)

いずれの方法でも結構です。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご利用ください。

土地の取引には 届出が必要です

国土利用計画法による

土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万平方

メートル以上の取引はもろろんのこと、1筆の面積が1万平方メートルに満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書の用紙は、総務政策課に備え付けています。

人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

10月18日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。





お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

10月1日は 浄化槽の日

下水道(集落排水処理施設)と同じく、家庭で使用した水を綺麗にしてくれる浄化槽ですが、水環境を保全するためには、維持管理が必要です。浄化槽法という法律で「保守点検」「清掃」「水質検査」が義務付けられています。適正な浄化槽のご利用をお願いします。

お問い合わせなど、詳しくは上下水道課(☎63・3805)まで。



紀勢本線を利用しよう

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとってはなくてはならない大切な交通手段です。



しかし、近年道路交通網の進展により、紀勢本線の乗降客数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を、地域で支えることも必要です。私たち地域の鉄道を守るためにも、旅行などお出かけの際には、

- ☆ 安全性が高い
- ☆ 地球環境への影響が少ない
- ☆ 渋滞なしで時間に正確

といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

【紀勢本線活性化促進協議会】

仕事のご依頼を お待ちしております！

センターには、永年の職業を通じて豊かな経験と能力をもつ高齢者の方々が会員として登録されており、多岐にわたる仕事が可能です。



仕事のご依頼のほか、会員への登録についてなど、詳しいお問い合わせ、お申込みは下記連絡先までお願いします。

〒649-1213 日高町大字高家630番地
(日高町農村環境改善センター内)
月曜～金曜 9:30～12:00 13:00～16:00
(昼休みは不在)

日高町シルバー人材センター

☎70・0385

E-mail:hidakacho.sjc@za.ztv.ne.jp



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

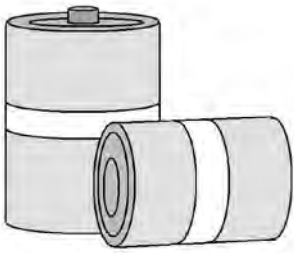
廃乾電池を回収します

回収日：10月30日(日)

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。
以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。
回収袋は保管用としてご使用ください。

●場所：各地区の

大型ごみ収集場所



国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は、日本年金機構より送られてくる納付書により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっていきます。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受け取れなくなったりすることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

平成27年10月から、現行の後納制度に代わり、保険料を後納できる期間が「過去5年間」になります。

■保険料の納付は便利な口座振替がお勧めです

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず便利です、納め忘れも防ぐことができます。

ご利用される方は、金融機関窓口にて口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)の上、手続きをしてください。

■保険料を納めるのが困難なとき

経済的な理由等で保険料を納付いただくことが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制

■存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受ける

度」や「若年者納付猶予制度」があります。また、学生の方には、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

ためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができません。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、田辺年金事務所
(☎0739・24・0323)
もしくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

臨時給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、所得の低い人の家計への影響を緩和するため、臨時福祉給付金を支給します。
また、賃金引上げの恩恵が及びにくい障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

○臨時福祉給付金

対象者

平成28年1月1日現在で、日高町の住民基本台帳に登録されている人(外国籍の中長期在留者等の人を含む)で、平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない人(課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受給している場合などは対象外)

支給額
1人につき**3千円**



○障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金の平成28年5月分を受給している人(年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給した人を除く)

支給額
1人につき**3万円**

○申請方法

- ・申請先
住民福祉課
- ・申請期間

平成28年10月1日(土)

～平成29年1月4日(水)

・必要書類

■本人確認書類(運転免許証、パスポートの写し、健康保険証や年金証書など顔写真がついていないものは、官公署から発行されているものが二点必要です)

■口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人「カナ」がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

■年金額改定通知書・年金証書など(平成28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方のみ)

※支給対象者と思われる人に申請書および案内文(お知らせ)を9月下旬に送付しますので、内容を確認のうえ申請してください。
詳しくは住民福祉課(☎63・3800)まで。

3800)まで。

■臨時給付金制度の概要については「厚生労働省専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)

ご用心

「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。



配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成28年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

制度が変わりました!

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目は同様のものを、1万円で販売します。
※助成券はお一人につき、最大2冊まで
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成29年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和17年3月31日以前に生まれた方)
※(注)・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しく下さい。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100
御坊有交タクシー	☎22・4141

印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272
愛あいケアタクシー	☎20・1090

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

野焼は法律で禁止されています

「近所でごみを燃やして、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。



保育料が 無料になります

第三子以降の保育料が

無料になります

保育所入所にかかる保育料は、第三子以降の子どもを対象に、昨年度までは0歳児から2歳児までを無料としてきましたが、今年度からは小学校就学前までを無料とし、病院内保育所や幼稚園などへの通園も対象とするよう制度を拡充しました。

第三子以降にかかる保育料無料化の適用をうけるためには、役場への申請が必要です。

既に申請済み、もしくは保育料が0円の場合は新たに申請は必要ありませんが、対象となる子どもがいて、まだ申請されていない方は、住民福祉課(☎63・3800)までお問い合わせください。



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

- ・ 昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上あること)
- ・ 現行の耐震基準に適合する住宅(昭和56年6月1日施行の建築基準法)
- ・ 1戸あたりの耐震改修工事が50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上)

■耐震工事完了の期間と固定資産税の減額期間

耐震工事完了期間	固定資産税の減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から3年度分
平成22年1月1日～平成24年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から2年度分
平成25年1月1日～平成30年3月31日	耐震工事完了年の翌年度から1年度分

※ただし、H25年11月25日～H30年3月31日の間に、当該住宅が建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、耐震工事完了年の翌年度から2年度分

■減額される範囲と税額

改修をした住宅の固定資産税の2分の1(ただし、1戸あたりの床面積120㎡分に相当する税額が限度となります)

■その他

- ・ この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができませ
- ・ 新築住宅の減額や、バリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度

高齢の方、障がいのある方が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

《改修工事が平成28年

4月1日以降の場合》

- ・ 新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)および併用住宅(居住部分が2分の1以上あること)
- ・ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

《改修工事が平成28年

3月31日以前の場合》

- ・平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)および併用住宅(居住部分が2分の1以上あること)

■対象住宅の居住者要件

次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

■改修工事の要件

平成19年4月1日から平成30年3月31日までにバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上)

■改修工事の内容

- ・廊下の拡張
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化など

■減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1(ただし、1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度となります)

■減額される期間

- ・改修工事が終了した

翌年度分のみ

■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です)

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。



住宅の省エネ(熱損失防止)改修工事に伴う固定資産税の減額制度

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、一定の省エネ(熱損失防止)改修工事を行った場合、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

■対象住宅の要件

- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)
- ・平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅

- ①窓の断熱改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④外壁の断熱改修工事

※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

・省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き50万円を超えるもの(平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上)

※改修工事が平成28年4月1日以降の場合は、改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

■減額される範囲と税額

・住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1

(但し、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります)

■減額される期間

- ・改修工事が終了した翌年度分のみ

■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です)

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

10月は臓器移植

普及推進月間

「いのちへの優しさ」 おもしろやり

臓器移植は、みなさまから善
意の臓器提供があつて成り立っ
たものです。

あなたの意思で
助かるいのちがあ
ります。意思表示
カードにご自身の
意思を表示して携
帯することを願
います。



意思表示カードは健康推進
課、保健所等に備えています。

詳しくは、県庁薬務課(☎07
3・441・2663)まで。

10月10日は

目の愛護デー

年に一度は目の健診を！
症状が出にくい病気を
チェックしてもらおう！

目の健診は

お近くの眼科専門医で

目の病気も早期発見、早期治
療が重要です。

「目の愛護デー」を機会に目の
大切さについて考えてみませ
んか？

また、視覚障害に悩む人が角
膜移植を受けて視力が回復でき
るように「愛と健康の贈りもの」
として死後の献眼登録を願
います。

献眼登録について詳しくは、
公益財団法人和歌山県角膜・
腎臓移植推進協会(☎073・
424・7130)まで。



こんにちは

日高町地域包括支援センター

です！



地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支え、安心して暮
らせるように支援します！！

高齢者虐待を知っていますか？

身体的虐待

殴る・蹴るなどの暴力、
身体拘束・抑制

これらが
高齢者虐待
です

心理的虐待

怒鳴る・ののしる
無視をするなど

介護・世話の放棄

入浴させない
劣悪な環境など

性的虐待

下半身を裸にして
放置するなど

経済的虐待

金銭を使わせないなど

悩みを抱えている高齢者の方はいませんか？気付かないまま、不適切な対応をしていませんか？

介護、虐待に関することは、一人で悩まず相談を…

ご連絡・ご相談は、日高町地域包括支援センター(健康推進課内)(☎63・3801)まで。

「一般不妊治療費の助成について」

少子化社会の中、不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、一般不妊治療費の一部を助成します。

《対象者》

- 左記の全ての要件を満たす方
- 法律上の婚姻をしている夫婦であること
- 夫または妻のいずれか、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること
- 各種医療保険に加入されていること
- 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること

《助成内容》

助成額…1年度につき20万円を限度に助成

助成期間…連続する2年間の費用を助成

《対象となる治療》

- 医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療および不育治療

・医療保険適用外の不妊治療（体外受精および顕微授精を除く）および不育治療（人工授精など）

※治療の一環として行われる検査、および治療開始前に不妊の原因を調べるための検査も対象となります

※不妊治療を実施している産婦人科・泌尿器科であれば、県内県外を問わず対象となります

《申請について》

一般不妊治療終了後、申請書に関係書類を添付して、平成29年3月末日までに、健康推進課へ申請してください。

（ただし、治療が1月末日である場合は4月末日まで、2月末日である場合は5月末日まで、3月末日である場合は6月末日まで申請できます。）

申請書および関係書類について、詳しくは健康推進課（☎63・3801）まで。



介護保険でよくある「質問」

お答えします

【質問1】

なぜ介護保険料を納めないといけないのですか？

確認ください。

- ①年度の途中で新たに65歳になられた場合
- ②日高町に転入された場合
- ③年金の受給元へ届け出している住所等と住民票の住所等が異なる場合
- ④受給年金額が年額18万円未満の場合
- ⑤年金を担保に借入金をされている場合

【回答1】

急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加と介護の担い手である家族の高齢化や核家族化などが要因となっています。介護保険制度は、老後における最大の不安要因である介護の問題を国民みんなで支える制度であり、高齢者自身にも、また、40歳以上の現役世代の方々にも、費用を負担していただくことにより、必要な介護サービスを将来にわたり安定的に提供しようとするものです。

【質問3】

この趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

介護保険料を年金からの天引きでなく自分で金融機関へ納める方法を選べますか？

【回答3】

介護保険法により、介護保険料は原則として、年金からの差し引き（特別徴収）を優先するよう定められています。そのため、被保険者のご希望により異なる支払方法を選択することはできません。

【質問2】

年金を受給しているのに介護保険料が、天引きされていません。なぜですか？

【回答2】

次のいずれかに該当する場合は普通徴収となりますので、ご

詳しくは、健康推進課（☎63・3801）まで。

犬を飼わねばならぬ みなのまへへ

自分の犬と他の人、他の犬などのトラブルを防ぎ、快適な居住環境を維持・向上していくために、犬を飼われている方は次のことを守りましょう。

■ふん尿の処理

散歩のときは必ず処理袋を携帯し、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。

場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう。

■ノーリードで遊ばせない

散歩時だけでなく、公園などにおいても必ず犬にリード（綱や鎖）をつけてください。

放し飼いは原則禁止とされているだけでなく、犬が交通事故にあたり、人に危害を及ぼしたりする場合があります。

散歩中の他の犬に対して危害を及ぼす、犬同士のケンカを止めに入った飼い主を咬んでしまう、子供に対してじゃれてケガを負わすなどの事故が起こっています。

■首輪等に身元の確認ができるものをつける

犬は地震などの自然災害や、火災などの事故、外出・旅行先などで飼い主と突然離れてしまうことなどにより、迷子になることがあります。

首輪の留め具がゆるんだり、老朽化したりしていると、雷や花火の音に驚き、逃げだして迷子になることもあります。

迷子になった犬は自分で家に帰ることはできません。

迷子になったとき、首輪に鑑札・注射済票・迷子札等をつけていれば飼い主の元に戻ることができます。

室内犬・小型犬も必ず身元確認ができるものをつけましょう。



温泉館 保育園児の絵画展示のお知らせ

町内の保育園児が描いた絵をリラクゼーションコーナー(和室)にて展示します。
みなさまお誘い合わせのうえ、ご来館ください。



10月15日(土)～10月30日(日)
内原保育所の園児の作品



※現在、絵画のテーマ、何歳児の園児が展示するかは、未定となっています。
決まりましたら、広報や文字放送等でお知らせします。

休館日のお知らせ

9月27日(火)
10月4日(火)、11日(火)、18日(火)、25日(火)
11月1日(火)

となっています。

お問い合わせは

産業建設課

☎63・3806

温泉館「海の里」みちしおの湯

☎64・2626

小学校3年生～高校生のための 冬休み海外研修交流事業

公益財団法人・国際青少年研修協会では、海外生活を通して交流を体験し、国際感覚を養うことを目的に5コースの参加者を募集しています。事前研修会では仲間作りからサポートいたしますので、安心してご参加ください。

日程	内容	研修国
12月24日(土) ～ 1月4日(水)	ホームステイ・クリスマス体験 英語研修・文化交流・地域見学 野外活動など	オーストラリア カナダ・サイパン フィリピン・カンボジア

※コースにより異なります

※コースにより体験内容をお選びいただけます

【お問い合わせ・資料請求】

公益財団法人・国際青少年研修協会

住所 〒141-0031 東京都品川区西五反田7-15-4 第三花田ビル4F

☎ 03・6417・9721 FAX 03・6417・9724

E-MAIL info@kskk.or.jp URL <http://www.kskk.or.jp>

自衛官候補生採用試験のお知らせ

- 身 分：特別職国家公務員
- 募集資格：採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子
- 試験期日：平成28年10月22日(土)
- 試験場所：和歌山県民文化会館
- 受 付：平成28年10月20日まで

特例退職手当：任期満了毎に特例退職手当を支給

コース	陸上自衛官 (1任期目：1年9月)	海上・航空自衛官 (1任期目：2年9月)
1任期	約55万円	約91万円
2任期	約139万円	約145万円
累計	約194万円	約236万円



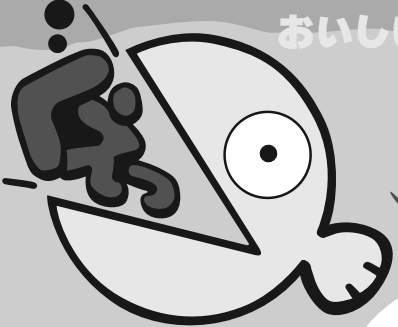
●お問い合わせ先

自衛隊御坊地域事務所

御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第一ビル1階

☎23・0020

おいしいイベント、たのしいイベントがいっぱい♪



とき

平成 28年 10月 1日

土

11時~15時 荒天中止

ところ

産湯海水浴場駐車場

※イベント会場周辺には駐車場がないため、随時阿尾漁港内からバスのご案内致します。 ※都合により出演者が変更になることがあります。

お申し込み
お問い合わせ

主催／九絵の町づくり推進実行委員会 〒649-1121 和歌山県日高郡日高町高家639-4 (日高町商工会内)
TEL: 073-86-33011 FAX: 073-86-33419
http://www2.w-shokokai.or.jp/hidaka/ http://www.hidaka-kue.jp/

クエエア

クエの町 和歌山県日高町



和歌山県住みます芸人 トークショー わんだーらんど



演奏会 消炎鎮痛楽団



沖繩エイサー 琉風会



みんながイベントに
参加しよう

参加しよう

第20回 日高町ふれあい祭 参加者募集!

第40回 文 化 展

秋たけなわの今日この頃、みなさまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、地域住民間のふれあいを目的とした「ふれあい祭」を本年も開催することとなりました。つきましては、一人でも多くの方々にご参加いただきたくご案内申し上げます。

日高町ふれあい祭実行委員会

1. 展示会の部

- ①展示会日時 平成28年**11月19日**(土) 午後1時～午後5時
平成28年**11月20日**(日) 午前10時～午後4時
- ②会 場 日高町農村環境改善センター
- ③出 品 部 門 盆栽、盆石、古木名木、生け花、写真、書道、絵画、手芸、短歌、工芸品、その他
- ④出 品 規 定
- (イ)出品資格
・町内に居住および勤務する方、または各部門責任者の認める方
- (ロ)規格・点数
・特に規定しないが場所・時間に支障のある場合は制限する
- (ハ)出品申込み切
・**10月28日(金)午後5時までに中央公民館へ**
- (ニ)搬入日時
・11月18日(金)午前9時～午後7時(時間厳守)
- (ホ)その他
・作品は、展示のできるようにして出品すること(額縁・台紙等)
・作品は、審査しない(出品者に記念品)
・作品の制作、搬入、搬出に要する費用は自己負担とする
・出品作品については、万全を期すが不慮の損害については責任を負わない
・作品には、必ず名札をつけておくこと
※名札を用意して欲しい場合は、申込書提出の際に必ず申し出てください。
- ⑤作品搬出 11月20日(日) 午後4時～午後5時(時間厳守)



2. 芸能発表会の部

- ①芸能発表会日時 平成28年**11月20日**(日) 午後1時～午後4時
- ②会 場 日高町中央公民館
- ③発 表 部 門 詩吟、舞踊、民謡、カラオケ、その他
- ④出 場 資 格 町内に居住および勤務する方、または各部門責任者の認める方
- ⑤出場申込み切 **10月28日(金)午後5時までに中央公民館へ**

(お問い合わせ先) 日高町中央公民館 ☎63・3811

----- 切り取り線 -----
出品・発表申込書

住 所 _____

氏 名 _____ 電話番号 _____

部 門	作品題名・発表曲目	点数・曲数	作品の大きさ・曲の長さ
(例) 絵画	水彩画「ひまわり」	1点	縦38cm × 横55cm

クエっコランド♪だより

♪♪♪10月の行事予定♪♪♪

11日(火) 子育て広場 9:30~11:00

19日(水) 志賀保育所見学 10:00~

20日(木) 内原保育所見学 10:00~

24日(月) 交通安全教室 10:30~

申し込み×切 10月14日(金)

25日(火) おはなしの会 10:30~

5日(水)、26日(水) 健診日の為休館

※第3金曜日 午後から休館

(行事予定は、変更する場合があります)

☆バルーンショー☆7月25日(月)

バルーンのヨッシーさんが仮面ライダーショーをしてくださいました(^o^) 終わりにチョウチョや花、イルカ、ハートの風船をプレゼントしてもらいました♡



☆おはなしの会☆7月26日(火)

おはなしの会では、子どもたちの好きな絵本、手遊び、ふれあい遊びをして楽しく過ごしました♡♡



☆おやじの会☆8月24日(水)

おやじの会から、絵本の読み聞かせにきてくれました。お父さんが読んでくれた絵本はいつもと違う雰囲気、楽しかったね♡



☆M&Me英語で遊ぼう☆8月5日(金)

始めは日本語で次は英語で手遊びをします♡
英語で歌えるようになったかな♡ (^_^) /

※0~3歳の未就園児とその保護者の方が、対象となっています。

※月~金
午前 9:00 ~ 12:00
午後 13:00 ~ 16:00

お問い合わせは、子育て支援センター
(☎70・4140) まで。
(保健福祉総合センター内)

公民館図書室だより

開室日…月曜日～土曜日
AM8:30～PM5:00
閉室日…日曜日、祝日、
年末年始、特別整理期間
中央公民館 (☎63・3811)

新着図書のご案内

一般書

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ●珠玉の短編 (山田 詠美) | ●受難 (帚木 蓬生) |
| ●帰郷 (浅田 次郎) | ●生還せよ (福田 和代) |
| ●裸の華 (桜木 紫乃) | ●長流の畔 (宮本 輝) |
| ●希望荘 (宮部 みゆき) | ●待ってよ (蜂須賀 敬明) |
| ●伯爵夫人 (蓮實 重彦) | ●ジニのパズル (崔 実) |
| ●少女は花の肌をむく (朝比奈 あすか) | ●蠕動で涉れ、汚泥の川を (西村 賢太) |
| ☆いまそこにいる君は (北方 謙三) | ☆陸王 (池井戸 潤) |
| ●私の消滅 (中村 文則) | ●お春 (橋本 治) |
| ●「暮しの手帖」とわたし (大橋 鎮子) | ●ずんずん! (山本 一力) |
| ●果てなき便り (津村 節子) | |
| ●記憶の渚にて (白石 一文) | |

など、全部で25冊!

※新着図書は、一人2冊までの貸出となります

新着図書のご紹介



《一般書 そのいち》

☆いまそこにいる君は (北方 謙三)

16年の歳月をかけた大長編小説を書き終えた作家が手にした、一瞬の静寂。そして、その先にあるものとは。出会いと別れ、映画と音楽…。縦横無尽に人生を語る痛快エッセイ。

《一般書 そのに》

☆陸王 (池井戸 潤)

老舗足袋業者「こはぜ屋」の四代目社長は、会社存続のために足袋製造の技術を生かしたランニングシューズの開発を思い立つ。従業員20名の地方零細企業が一世一代の大勝負に打って出る!

おはなしの会

絵本や紙芝居の読み聞かせを実施しています!



おはなしの会では、毎月第3火曜日の午前10時から、中央公民館2階和室にて絵本や紙芝居の読み聞かせを実施しています。興味のある方は、お気軽にお越しください。

みなさんのお越しをお待ちしています!!



インフルエンザを 予防しよう

～予防接種費用を助成します～

10月からインフルエンザ予防接種が開始されます。
日高町では、住民登録をされている65歳以上の方および1歳～18歳(子ども医療費受給資格を有する方)を対象に予防接種費用の一部を助成します。



【助成期間】平成28年10月1日～平成29年1月31日
(ただし、休診日を除く)

【対象となる方】 年齢算定基準日…平成28年10月1日現在

■65歳以上の方

- ・65歳以上の方(昭和26年10月1日以前に生まれた方)
- ・60歳以上65歳未満で、下記の障がい(1)を有し、身体障害者手帳1級または同等と判断された方
(①心臓機能、②腎臓機能、③呼吸機能、④HIVによる免疫機能)

※対象の方には、封書で「接種依頼書」をお送りします

■1歳～18歳のお子さま(子ども医療費受給資格を有する方)

- ・1歳以上18歳以下のお子さま(平成10年4月2日～平成27年10月1日以前に生まれた方)

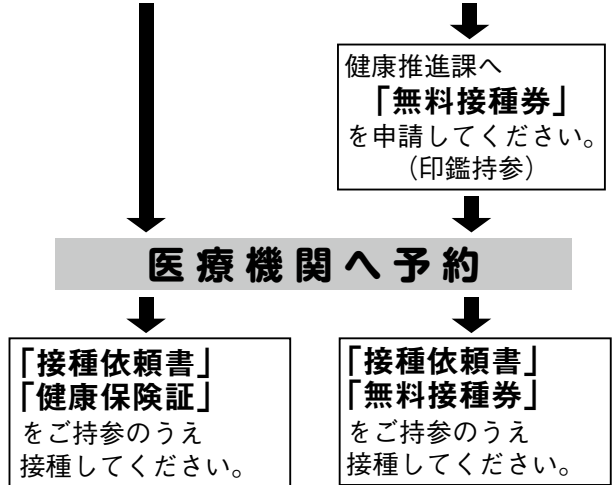
※対象の方には、封書で「接種助成券」をお送りします

※1歳未満(平成27年10月2日以降に生まれた方)で接種を希望される場合は、主治医と相談のうえ、健康推進課(☎63・3801)までご連絡ください

65歳以上の方 (定期予防接種二類対象者)

- ・接種回数……1回
- ・接種費用……1,000円(自己負担分)

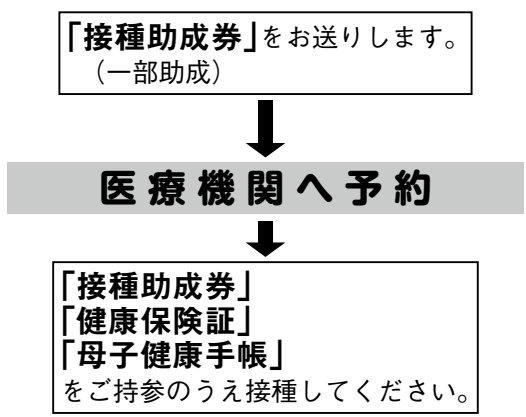
課税・非課税世帯の方 生活保護受給世帯の方



1歳～18歳のお子さま (助成対象者)

- ・接種回数……13歳以上は1回
13歳未満は2回
- ・助成費用……1回につき1,000円(2回まで)

※接種を勧奨するものではなく、接種の際の費用の一部を助成するものです



※接種できる医療機関は、封書に同封している医療機関一覧をご覧ください
必ず電話で予約してから、接種してください

インフルエンザってどんな病気？

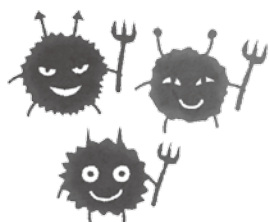
インフルエンザは、インフルエンザウイルスが体内に入り込むことによって起こります。ウイルスには、A型、B型、C型と呼ばれる3つの型があり、季節性のインフルエンザとして流行の原因となるのはA型とB型です。

例年11～12月頃に流行が始まり、1月～3月にピークを迎えます。

インフルエンザにかかっても、軽症で回復する場合がありますが、中には、肺炎や脳症などを併発して重症化してしまう場合もあります。



かぜとはどう違うの？



	インフルエンザ	かぜ
症状	高熱(38℃以上) 全身症状(全身倦怠感、関節痛、筋肉痛)、頭痛、咳、のどの痛み、鼻水など	微熱(37～38℃) 局所症状(のどの痛み、鼻水、鼻づまり、くしゃみ、咳)
発症	急激	比較的ゆっくり

インフルエンザにかからないために

□毎年、流行シーズン前に予防接種を受けましょう

発症する可能性を減らし、もし発症しても重症になるのを防ぐ効果があります。

ただし、ワクチンの効果が持続する期間は一般的に5か月程度です。また、流行するウイルスの型は毎年変わるため、毎年接種することが望まれています。

□うがい・手洗い、マスク

外出後のうがい・手洗いは、予防の基本です。

流行シーズン中は、外出時のマスク着用も忘れずに。



□普段の健康管理

バランスのよい食事と、十分な休養をとり、疲労を回復しましょう。

免疫力が弱っていると感染しやすくなり、感染したときに症状が重くなってしまうことがあります。

□適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。

乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、湿度を50～60%に保ちましょう。



□人混みや繁華街などへの外出を避けましょう

インフルエンザにかかったら

- 水分を十分に補給しましょう。
- 睡眠を十分にとり、安静にして休養しましょう。
- 早めに医療機関を受診して治療を受けましょう。
- 他の人にうつさないために、マスクをつけ、外出を控えましょう。

☆咳エチケット☆

- 咳、くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れましょう。
- 鼻水、痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きのごみ箱に捨てる環境を整えましょう。

お問い合わせ/健康推進課(☎63・3801)

感染経路は「飛沫感染」と「接触感染」

飛沫感染

感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出

別の人、そのウイルスを口や鼻から吸い込み感染

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえる

その手で周りの物に触れてウイルスが付く

別の人、それに触ってウイルスが手に付く

その手で、口や鼻を触って粘膜から感染

はじめよう!+10(プラス・テン)の運動習慣

～毎日、今よりも10分多くからだを動かして健康づくりをはじめましょう～

「+10」(プラス・テン)は、厚生労働省が推奨する健康づくりのための身体活動指針に基づくものです。

毎日の生活のなかで、今より1日10分多くからだを動かすことが、生活習慣病や高齢者の寝たきり、認知症などの予防に役立ちます。また、からだを動かすことは、こころの健康づくりにもつながります。日常生活の中で、今より10分多くからだを動かすことを意識して、運動習慣を身につけましょう。

●日常生活に運動を取り入れよう!

運動が健康にいいことはわかっているけれど、おっくうでなかなかできないという人におすすめなのが「ながら運動」です。例えば「歯を磨きながら」「電車に乗りながら」「デスクワークをしながら」「自宅でテレビを見ながら」「お風呂に入りながら」など、日常生活のなかでさりげなく行うことができる運動です。

年齢やライフスタイルによって異なりますが、仕事をしているとき、家事をしているときなどにも、からだを動かすチャンスはたくさんあります。1日の生活を振り返り、自分に合った機会をみつけて、まずは気軽にできることから積極的に身体を動かしましょう。

まずは、日常生活の中で、どんなときからからだを動かす場面があるかを考えてみましょう。

<仕事・通勤中に+10>



- ・車での移動を歩き、自転車に変えて+10
- ・歩幅を広くして、早く歩いて+10
- ・職場ではエレベーターから階段に変えて+10
- ・少し遠くのトイレまで歩いて+10

<家事・生活の中で+10>



- ・皿洗いをしながら、つま先立ちで+10
- ・家事をしながらストレッチをして+10
(手先足先を意識して、からだを伸ばす様に)
- ・椅子に座りながら足を上げて+10

最初から無理はせずに、自分のペースで安全に行いましょう

●ウォーキングから始めてみましょう

ウォーキングは手軽に、からだに負担をかけずに行える有酸素運動です。健康効果も高いので+10にぴったりです。

日高町でも健康ウォーキングを開催しますので、是非ご参加ください!



☆日高町健康ウォーキング

日時：11月5日(土) 9時～12時ごろ ※小雨決行。荒天の場合は中止します

集合場所：日高町中央公民館前 9時～9時半ごろまで受付を行います
受付後にバスでコースまでお送りします

内容：運動指導士による運動講座
ウォーキング(クヌッセン救命艇保管庫～産湯海水浴場までの約3.5km)

募集人員：50人

持ち物：飲み物、帽子、タオル、雨具など

申し込み：役場健康推進課(☎63・3801)まで
※10月31日(月)までにお申し込みください

また、申し込み時には住所、氏名、年齢、電話番号をお聞きます

留意点：当日は万全な体調のもとでご参加願います。万一、事故が発生した場合は、契約保険の範囲内および救急・医療機関への連絡の対応は致しますが、それ以外の責任は負いかねますので、ご了承願います。

●ウォーキングの健康効果

体内に継続的に酸素を取り込みながら行うことができる有酸素運動で、体内に取り入れた酸素が糖質や脂肪を効率よく分解できるので、肥満の予防・解消などに適しています。

また、心肺機能を高めたり、血行をよくするなど、健康づくりに効果的な運動です。

☆ウォーキングの効果☆

・生活習慣病予防 ・肥満防止 ・ストレス解消 ・老化防止 ・骨粗鬆症対策

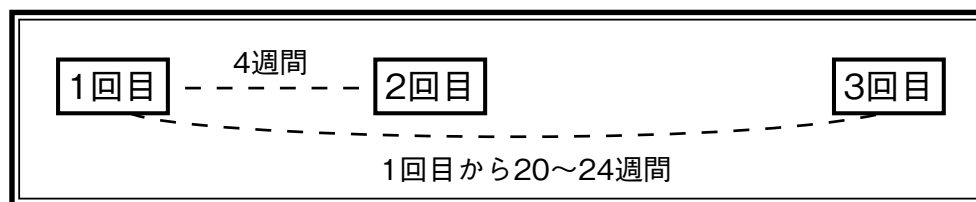
B型肝炎ワクチンの定期接種が始まります!

対象：平成28年4月1日以降に生まれた0歳児(1歳になると定期接種の対象外となります)
平成28年4、5月生まれの方では、10月時点ですでに生後5～6ヶ月が経過していますので、お早めに主治医にご相談下さい。

接種間隔：1歳になるまでに3回の接種を終える必要があります。(おおよそ半年かかります)

1回目と2回目の間隔は4週間

1回目と3回目の間隔は20～24週間



※標準的には、生後2ヶ月、3ヶ月、7～8ヶ月での接種となります

B型肝炎とは

B型肝炎ウイルスの感染による肝臓の病気です。感染は一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染している状態が続いてしまう場合(キャリア)があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、そのうち一部の人では肝硬変や肝ガンなど命に関わる病気を引き起こすこともあります。

ワクチンを接種することで、からだの中にB型肝炎ウイルスへの抵抗力(免疫)ができます。免疫が出来ることで、一過性の肝炎を予防出来るだけでなく、キャリアになることを予防し、周りの人への感染も防ぐことができます。

駐在所だより

御坊警察署
高家駐在所 川口 裕平
比井駐在所 岸田 國弘
☎ 23-0110

(お知らせ)
Eメールによるご意見、ご感想、ご相談を受け付けています。
和歌山県警のホームページは
<http://www.police.pref.wakayama.lg.jp>です。
ご利用ください。



きしゅう君



特殊詐欺に 注意!

野焼きに注意

これからの季節、田んぼの刈り入れなどがあり、田畑で野焼きを行う機会が増えることと思います。

御坊警察署管内において、野焼き火が燃え広がる事案が7月中に発生しました。

必要な消火の準備をしない、風下に燃え移るものがあるなど、適切な処理をせずに火をつけ、火災を起こせば軽犯罪法で処罰されることがあります。

野焼きを行う際は、火をつける風下に燃え移りそうな建物や山林、雑草などはないかを確認し、消火のための水や消火器を用意しましょう。

また、一度に複数箇所に火をつけたり、広い範囲に火をつけたり、火から目を離さないようにしましょう。



秋祭りの季節が到来

今年も、秋祭りの季節がやってきました。地域のみんなが楽しみにしているお祭りが、あちこちで開催されます。

事故などが起こらない様に、一人ひとりが注意して、楽しいお祭りしましょう。



なくそう

交通事故



季節が秋になり、散歩などに出かけることも増えると思います。

しかし、秋は夏に比べて日が落ちるのがとても早く、夕方は一気に暗くなります。

まだ明るいと感じても、夕暮れ時に歩く際には、車の運転手から見やすい様に明るく自立つものを身につけましょう。

また、バイクや自動車を運転する際には、スピードを出しすぎる事なく、いつもより早めの点灯を心がけましょう。



御坊警察署管内において、金融機関や役所などの職員を名乗り「還付金や払い戻し金がある」と騙しATMを操作させる詐欺が7月中に2件発生しました。

ATMでは、還付手続きはできませんので、慌てず住宅地を管轄する社会保険事務所などの関係機関に確認してください。

あやしい電話が掛かってきた時は、

警察相談窓口

(☎#9110)



または

御坊警察署

(☎23・0110)



までご連絡ください。

山百合短歌会詠草

野菜積み笑顔残して子等帰り夕風の中種まき急ぐ

海辺より山の窪みに嫁ぎ来てちっぽけな空とび出し集う

静かなる静寂破り蟬の声過疎の村にも活気漲る

雲流れ入道雲といれかわる原谷^{はら}参拾八丁に夕立来るか

ミサイルの残骸寄せて来てぬかと波音聞きつつ千里^{ちり}浜歩^{はま}く

草中より振り抽きいでネジバナは今年の夏を精一杯みる

目の治療予約近づくにちは梅酒を飲みてひいふうみいよう

自家野菜好みの味の糠漬けを添えて乗り切る今年の猛暑

ほどかれた荷物の様に息をつく娘の声に心なごむも

都会でも田舎でもなき鈴鹿路の情に縋り三年となりぬ

食みし後のアボカドの種はベランダで異国の土に馴染み芽吹けり

立ちどまり来し方思う目の多く母の齢に近づきってくる

起伏なき今日のひと日の果てにして救急車の音遠くきこゆる

那須 久枝

鍵本 和代

庵戸真知子

中西 優

玉井かをる

小山 和代

曾根 邦子

仲田美智子

北垣 鈴子

松原 昌子

深海三千代

奥田 房子

和田 路子

JICA ボランティア募集

技術や経験を生かし、開発途上国の人々と共に生活し、相互理解を図りながら行う海外でのボランティアです。事業主体は、国際協力機構(JICA)が実施する政府事業です。

●応募資格

- 青年海外協力隊/日系社会青年ボランティア
20歳～39歳の日本国籍を有する者
- シニア海外ボランティア/
日系社会シニア・ボランティア
40歳～69歳の日本国籍を有する者

●募集期間

- 2016年9月30日(金)～11月4日(金)
※消印有効

【お問い合わせ先】

公益社団法人青年海外協力協会(JOCA)
近畿支部(☎06・6375・2224)

●ホームページ

<http://www.joca.or.jp/about/offices/kinki.html>

奨学金返還制度

和歌山県内の企業へ就職すると
最大100万円!
奨学金の返還を助成します!

●対象者

- ①平成30年3月卒業予定の学生で、理工系、情報系の学部・研究科に在籍する方
- ②和歌山県内の製造業、情報通信業の企業への就職を希望する方

●助成金額 最大100万円(対象企業に就職し3年勤務した方にお支払い)

●募集人員 30人

●募集期間 平成28年10月3日(月)～10月31日(月)

詳細は下記ホームページをご確認ください

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/>

お問い合わせ

和歌山県労働政策課(☎073・441・2807)

インフォメーション

日高町保健福祉総合センター
(ふれあいセンター)

4か月児・10か月児健診

●5日(水)

〔対象〕H28年5月1日～6月15日生
H27年11月1日～12月15日生
◎受付／12時30分～13時20分

子育て広場

●11日(火)

〔対象〕乳幼児とその保護者
〔時間〕9時30分～11時

人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同相談所

●18日(火)

〔費用〕無料

13時～16時



2歳児健診

●20日(木)

〔対象〕H26年2月～4月生
◎受付／13時～13時50分

1歳6か月児健診

●26日(水)

〔対象〕H27年3月～4月生
◎受付／13時～13時50分

日高町農村環境改善センター

町敬老会

●9月28日(水)

13時30分～

日高町中央公民館

おはなしの会

●18日(火)

10時～

運動教室

●18日(火)

10時～11時30分
〔内容〕ストレッチ、初級エアロビクス等

※気象警報等が発表されたときは、中止または延期になる場合があります。

ハンギングバスケット教室参加者募集

「ハンギングバスケット」とは、草花を寄せ植えた鉢を、壁に掛けたり吊したりして、上や横から鑑賞するガーデニングの手法です。

「和歌山県花を愛する県民の集い」では、10月～12月の間にハンギングバスケット教室を開催しますので、興味のある方は是非お問い合わせください。

◎時 間 13:00～15:00 (日程についてはお問い合わせください)

◎定 員 40人

◎参加費 1,500円

◎対 象 県内在住若しくは通勤・通学されている方

詳しくは、ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/news/hanaai.html>)

若しくは県庁県民生活課(☎073・441・2598)までお問い合わせください。



2016年10月
October

暮らしのカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
9/25	26	27	28 ・日高町敬老会※ (農改センター) ・資源ごみ	29 ・3歳児健診※ (対象：H25年2月～ 3月生) (ふれあいセンター)	30	10/1 ・クエフェア (産湯海水浴場駐車場)
粗大ごみ (池田・東光寺・内ノ畑・ 原谷) 2	3	4	5 ・4か月児・10か月児健診※ (対象：H28年5月1日～ 6月15日生、H27年11月 1日～12月15日生) (ふれあいセンター) ・複雑ごみ	6	7	8
粗大ごみ (萩原・荊木・駅前) 9	10 体育の日	11	12 ・子育て広場※ (ふれあいセンター) ・資源ごみ	13	14	15
16	17	18 ・人権相談・行政相談・心配 ごと相談合同相談所開設※ (ふれあいセンター) ・運動教室※ (農改センター) ・おはなしの会※ (中央公民館)	19 ・小型プラスチックごみ	20 ・2歳児健診※ (対象：H26年2月～ 4月生) (ふれあいセンター)	21	22
23	24	25	26 ・1歳6か月児健診※ (対象：H27年3月～ 4月生) ・資源ごみ	27	28	29
30 ・廃電池回収	31 ・国民健康保険税 第5期分納期限 ・後期高齢者医療保険料 第4期分納期限 ・介護保険料 第4期分納期限	11/1	2 ・複雑ごみ	3 文化の日	4	5

※印の詳細は、右ページのインフォメーションをご覧ください。

広告 町収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

広告 町収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

町内、サークル・クラブ名鑑

武道編

町内で活躍されている団体をご紹介します。 vol.3



剣道教室



『少年・少女剣士を随時募集しています。』
毎週月・水・金曜日の19時～21時に稽古をしています。
貸出し道着・防具もありますので、見学に来てください。

武道の精神に触れられます

日高町剣道教室では、日高町武道館において、保育園児から中学生までの19人の剣士が稽古に励んでいます。

代表の細川志織しおりさんは、「武道と聞くだけで敷居が高いように思われますが、剣道は、『一生剣道』と言われるように生涯を通じて楽しめる武道です。剣道を通して様々な人と関わることで、礼儀や相手を尊重する精神が身につきます。」と話されました。

詳しくは、役場教育委員会(☎63・3812)まで。

TOWN information

町の人口と世帯

平成28年8月31日現在	
人口	7,939人
男	3,815人
女	4,124人
世帯数	3,093戸

日高町民憲章

- 人が町をつくり
町がひとをつくる
- 一 恵まれた自然を大切に
快適に住みよい町をつくりま
 - 一 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくりま
 - 一 スポーツを楽しむ
健康で明るい町をつくりま
 - 一 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくりま
 - 一 故郷に誇りをもち ふれあいを
大切にする町をつくりま